

## 島根県報

平成22年3月31日 (水) **号外 第 7 0 号** 

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

_	* <b>L</b>
<b>=</b>	717
	<i>7</i>

【訓令】

島根県職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

(人 事 課) 2

## 訓

## 島根県訓令第5号

 本
 方
 機
 月

 地
 方
 機
 関

 県
 議
 会
 事
 務
 局

 人
 事
 委
 員
 会
 事
 務
 局

 監
 査
 委
 員
 会
 事
 務
 局

 島根海区漁業調整委員会事務局

 隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程(昭和46年島根県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表の1の表7の項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表13の項中「農畜産振興課」を「食料安全推進課」に改め、同表15の項中「(地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第173条第1項の事務吏員に相当する職員を除く。22の項及び27の項において同じ。)」を削り、同表23の項中「水産技術センター栽培漁業部」を「水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ及び栽培漁業スタッフ」に改め、同表25の項中「新機能材料開発プロジェクトチーム」を「熱制御システム開発プロジェクトチーム」に、「プラズマ利用技術開発プロジェクトチーム」を「プラズマ熱処理技術開発プロジェクトチーム」に、「バーチャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム」を「情報通信技術技術開発プロジェクトチーム」に改め、「生産技術グループ」の次に「、電子・電気技術グループ」を加える。

別表の2の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	施設管理技師	作業衣(冬)	2 着	4年
		作業衣 (夏)	3 着	4年
3	営繕技術員	作業衣(冬)	2 着	4年
		作業衣 (夏)	3 着	4年

別表の2の表6の項から8の項までを次のように改める。

6	予防技術員	作業衣 (冬)	2 着	4年
		作業衣 (夏)	3 着	4年
		作業靴	1足	3年
		作業帽	1個	3年
7	管理技師	作業衣(冬)	2 着	4年
		作業衣 (夏)	3 着	4年
		作業靴	1足	3年
		長靴	1足	3年
		作業帽	1個	3年
8	運転技師	作業衣(冬)	2 着	4年
		作業衣 (夏)	3 着	4年

## 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。